

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程細則

	昭和62年	3月24日	九運達第 3号
改正	平成 2年	3月28日	九運達第17号
改正	平成 8年	3月26日	九運達第 2号
改正	平成11年	6月 1日	九運達第16号
改正	平成14年	6月20日	九運達第 7号
改正	平成18年	8月31日	九運達第38号
改正	平成19年	12月17日	九運達第15号
改正	平成20年	7月25日	九運達第 6号
改正	平成21年	7月16日	九運達第 8号
改正	平成28年	3月23日	九運達第25号
改正	令和 2年	3月30日	九運達第12号

(目 的)

第1条 九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（以下「規程」という。）の運用にあたっては、この細則の定めるところによる。

(表彰業態の区分)

第2条 表彰はバス事業、ハイタク事業、トラック事業の区分により行うものとする。

(表彰事業者の単位)

第3条 2種類以上の自動車運送事業を営業者の事業用自動車の数は、前条の業態区分毎の合計をもって当該事業者の事業用自動車の数とする。

2 2運輸支局以上にわたって営業所が存在するときは、九州運輸局管内にある総ての営業所をまとめて1事業者として取扱い、事業用自動車の数も合計したものとする。

3 他運輸局に本社がある事業者は、九州運輸局管内にある総ての営業所をまとめて1事業者として取扱うこととする。

(審査会)

第4条 規程4条の適用について疑義が生じた場合は、審査会を開催し審査するものとする。

2 審査会の構成員は局長、次長、総務部長、自動車交通部長、自動車技術安全部長、総務課長、人事課長、保安・環境課長とする。幹事は保安・環境課専門官、係長とする。

(運輸業務の成績)

第5条 規程第4条の「運輸業務の成績が優良である者」とは、次の各号を満足出来る状態をいう。

- 一 酒気帯び運転、無資格運転、居眠り運転事故又は整備不良事故（自動車事故報告規則による事故以外も含む。）がないこと。
- 二 関係法令違反に伴い行政処分を受けていないこと。又、関係法令違反に伴い行政処分を受けた際、当該違反に係る改善報告を命じられた場合は、この改善報告の提出により改善されていること。
- 三 道路運送法又は貨物自動車運送事業法による運行管理者が適確に選任届出され、かつ、国土交通大臣が認定する講習を行う機関（以下「認定機関」という。）の行う講習を2年毎に1回漏れることなく受講していること。
- 四 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による整備管理者が適確に選任届出され、かつ、運輸支局長の行う選任後研修を2年毎に1回漏れることなく受講していること。
- 五 運行管理規程、整備管理規程が適確に定められており、運行管理体制、整備管理体制が確立されていること。
- 六 道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法その他関係法令で、輸送の安全を確保するため自動車運送事業者に義務付けされている重要事項が確実に守られていること。
- 七 2種類以上の自動車運送事業を営業者においては、総ての自動車運送事業が、上記、一、二、六を満足出来る状態とする。
- 八 輸送の安全を確保するため自動車運送事業者に義務付けされている上記、三、四、五は、義務付けがない自動車運送事業者に対しても適用する。

ただし、三、四においては、認定機関及び運輸支局長の行う講習等を2年毎に1回漏れることなく受講していることのみとする。なお、所定期間が2年未満となる事業者については、2年間の受講を確認する。

（社会に及ぼす影響）

第6条 規程第4条の「その発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められるものに限る。」とは、事業者の責任に属する転覆、転落、踏切、火災事故等により死者又は重傷者が発生し大きく新聞等で報道されたもの又は社会的影響が大きい悪質な行為をいう。

（表彰の連続回数）

第7条 規程第4条第2項の「表彰の連続回数」とは、表彰所定期間と次の表彰所定期間の間に中断がなく連続して受けた表彰回数をいう。

（所定期間の計算）

第8条 規程第6条の計算は暦により計算する。

2 トラック事業者において、霊柩運送事業も併せて行っている者の事業用自動車の数は、

一般貨物自動車の数に霊柩自動車の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加えたものとする。

（無事故報告書等の様式）

第9条 規程第8条による自動車無事故報告書は、様式1のとおりとする。

2 自動車無事故報告書中、表彰所定期間の始期は、規程第7条のとおりとするとともに、始期から達成日までの期間は、無事故表彰所定期間とする。

ただし、規程第7条の「ト」を適用する場合、第10条第1項の自動車無事故報告書の所定期間を遡った日とする。

3 自動車無事故報告書には、様式2「最近における運輸業務等の実績」を添えて提出するものとする。

4 自動車無事故報告書には、運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写しを添えて提出するものとする。

なお、自動車無事故報告書提出日の前年度の4月1日以前に解任した運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写しは、提出不要とする。

5 規程第8条による推薦書は、様式3のとおりとする。

6 運輸支局長の意見の上申に際しては、様式4を添えて上申するものとする。

（無事故報告書の提出期限等）

第10条 規程第8条第1項の自動車無事故報告書の提出期限は、2月に表彰を受けようとする者については前年の11月末日、8月に表彰を受けようとする者については5月末日、10月に表彰を受けようとする者については7月末日とする。

なお、提出にあたっては、自動車無事故報告書の表彰期間の達成日以降、最初の表彰にかかる提出期限日までに提出すること。

2 自動車無事故報告書の表彰に対応する規程第8条第2項の上申は、それぞれ12月28日、6月30日、8月15日までにを行うものとする。

（実態調査等）

第11条 九州運輸局長又は運輸支局長は、被表彰候補者についての実態調査が必要と認められたときは、これを実施することができる。

附 則（昭和62年 3月24日、九運達第 3号）

この細則は、昭和62年 4月 1日から適用する。

附 則（平成 2年 3月28日、九運達第17号）

この細則は、平成 2年 4月 1日から適用する。

附 則（平成 8年 3月26日、九運達第 2号）

この細則は、平成 8年 4月 1日から適用する。

附 則（平成11年 6月 1日、九運達第16号）

この細則は、平成11年 6月 1日から適用する。

附 則（平成14年 6月20日、九運達第 7号）

この細則は、平成14年 7月 1日から適用する。

附 則（平成18年 8月31日、九運達第38号）

この細則は、平成18年 9月 1日から適用する。

附 則（平成19年12月17日、九運達第15号）

この細則は、平成20年 1月 1日から適用する。

附 則（平成20年 7月25日、九運達第 6号）

この細則は、平成20年 8月 1日から適用する。

附 則（平成21年 7月16日、九運達第 8号）

この細則は、平成21年 7月16日から適用する。

附 則（平成28年 3月23日、九運達第25号）

この細則は、平成28年 3月23日から施行する。

附 則（令和 2年 3月30日、九運達第12号）

この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

自動車無事故報告書

年 月 日

九州運輸局長殿

報告者の
氏名又は名称 印

住 所

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
	年 月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年 月 日 から 年 月 日まで	
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通車 両、 小型車 両、 計 両	
前回受けた表彰の期日（所定期間）	
年 月 日（ 年 月 日～ 年 月 日）	

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

推 薦 書

年 月 日

九 州 運 輸 局 長 殿

協会団体の
名 称 印

住 所

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程第 8 条の規定に基づき自動車無事故報告書の提出があったので、下記のとおり推薦します。

記

1. 無事故報告者の氏名又は名称

2. 無事故表彰所定期間

年 月 日 から 年 月 日
(年 月間)

3. 意 見

(1) 表彰所定期間中における自動車事故の有無

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(2) 自動車運送事業者自動車無事故表彰規程細則第5条による運輸業務の成績

① 表彰所定期間中に酒気帯び運転、無資格運転、居眠り運転事故又は整備不良事故の有無

② 所定期間中に関係法令による行政処分を受けたことの有無

③ 運行管理者の適確な選任・届出及び運輸支局長が行う定期研修の受講の適否等

④ 整備管理者の適確な選任・届出及び運輸支局長が行う定期研修の受講の適否等

⑤ 運行管理規程の適確な制定及び運行管理体制の確立の適否等

重大事故（無責）

事故種別	発生日時 天 候	発生場所	道路状況	事 故 概 要	原 因	損 害

軽微事故（有責）

事故種別	発生日時 天 候	発生場所	道路状況	事 故 概 要	原 因	損 害

